

NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人が受けられる新型コロナウイルス対策のための資金調達について (R2.4.9 現在)

作成：認定 NPO 法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク

手段	制度	要件	内容	備考
1. 融資を受ける	日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付融資 (注1)	最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (注2)	利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子。無担保。	日本政策金融公庫の HP https://www.jfc.go.jp/ 事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)
2. 納税を繰り延べる (注3)	税金および社会保険料の支払い猶予 (注4) ★国会審議中	2月以降の収入が、1ヵ月間に前年から2割以上減少していること。	R2年2月1日~3年1月31日までに納期限が到来する法人税や消費税等ほぼ全ての税金と、社会保険料を1年間猶予	延滞税は免除。 申請書のほか収入や現預金の状況がわかる資料を税務署等に提出。
3. 休業補償のための助成金を受ける	雇用調整助成金 (注5)	最近1か月の生産指標(売上高等)が5%以上減少。	助成率は休業手当等の4/5。解雇をしない場合には、9/10。 日額は8,330円が上限。	休業計画書等は事後提出も認める。 最寄りの都道府県労働局に問い合わせ。
	学校等休業助成金・支援金 (注6)	新型コロナ対応のために小学校等を休む必要な子供の世話をする労働者に年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 支給額は8,330円を日額上限	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター： 0120-60-3999
4. 収入減少を補填するための給付金を受ける	持続化給付金 ★国会審議中	新型コロナの影響で売り上げが前年同月比で50%以上減少している場合	減収分の12ヵ月分を国が上限額(200万円)まで補償する (注7)	申請は原則オンライン 中小企業庁金融・給付金相談窓口 03-3501-1544

注1：信用保証協会を使ったセーフティネット4号、5号貸付もNPO法人等が使える可能性がある。取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会に連絡が必要。

注2：業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方（1）過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（2）令和元年12月の売上高（3）令和元年10月から12月の平均売上高

注3：税金および社会保険料の支払い猶予とは別に、税制上の措置として、固定資産税の軽減制度がある。2~10月の間の三カ月間に、売上高が前年同期の半分以下になれば全額免除する。減少率が30~50%の間であれば半分の免除する。固定資産税の軽減措置は、設備や建物を対象とし、土地は除外。

注4：従来からあった納税・換価の猶予制度とは別に、新型コロナウイルス感染症対策のために新たにできた特例制度。この特例要件を満たしてなくても従来の制度を使って納税・換価の猶予を受けられる可能性はある。従来の制度は、国税庁から、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります」というリーフレットが出ている。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf

注5：経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

注6：小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金

注7：前年の総売上(事業収入)―(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)で、200万円までが限度。

<その他>

イベント開催をするNPO法人等が、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮してイベントを中止した場合に、そのイベントのチケットを買った人が事業者払い戻しを求めなかった場合、そのチケット代を寄付とみなして購入者の所得税などを軽減する制度がある。イベントを開催するNPO法人等の手元にお金が残りにやすくして資金繰りを支援する制度。